

No.11 少数会派の予算・決算特別委員会の市長質疑の持ち時間の改善について

【提案趣旨】

3人以下会派の予算・決算特別委員会の市長質疑の持ち時間を増やしてはどうか。

【関係規定】

先例

2 1 2 予算特別委員会及び決算特別委員会における市長質疑は、各分科会ごとに、所管局の審査終了後に行う。質疑日程は、各分科会おおむね2時間、全日程1日とし、その順序は輪番制による。

各会派の持ち時間は答弁の時間を含め以下のとおりとし、1分未満の端数が生じた場合は切り上げる。

所属議員3人以下の会派の持ち時間＝360分÷議員定数

所属議員4人以上の会派の持ち時間＝(120分－所属議員3人以下の会派の持ち時間の合計)÷所属議員4人以上の会派数

【参考】

令和8年度予算特別委員会市長質疑の会派持ち時間及び開始予定時刻

(単位：分)

	所属議員が 4人以上の会派	所属議員が 3人以下の会派
第1分科会 (午後1時から)	22	7
第2分科会 (午後3時20分から)	22	7
第3分科会 (午前10時から)	22	7